

法第 96 条第 2 項の議決事件

【基本条例】

(法第96条第2項の議決事件)

第 13 条 議会は、議決機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 96 条第 2 項の規定により積極的に議決事件の範囲の拡大を図るものとする。

2 前項の規定による議決事件に関しては、別に条例で定める。

【解説】

1 議会は、議決機関としての責任を果たすとともに、機能強化を図るため、地方自治法第 96 条第 2 項の規定により、議決すべき項目を積極的に追加していくことを定めています。

2 具体的な議決すべき項目は、「（仮称）伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例」で定めます。

(逐条解説より抜粋)

【議会の議決すべき事件】

伊勢市定住自立圏形成協定の議決に関する条例

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 2 項の規定に基づき、定住自立圏構想推進要綱(平成 20 年 12 月 26 日総行応第 39 号)に規定する定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求め
る旨の通告は、議会の議決すべき事件とする。